

平成28年度

# 道路占用許可電子申請システムにおける 電子化率向上のための取組みについて —現在までの具体的取組みと今後の課題についての考察—

本局 建設部 建設行政課

○小林 恵美子  
齊藤 雅博  
椿 知宏

道路占用の許可申請等については、申請手続の簡便化、審査の迅速化及び効率化を図るため、電子化を推進することが求められている。北海道開発局では、平成24年度より道路占用許可電子申請システムの利用促進を行い、電子化率の向上に向けて取組みを強化してきたところである。本論文では、今後の取組みのあり方を検討するため、現在までの具体的取組みと電子化率の推移及び今後の課題について考察するものである。

キーワード：業務改善、電子政府、電子化、用地・管理

## 1. はじめに

道路工作物等を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない（道路法第32条第1項）。これを道路の占用許可制度という。道路の占用許可手続にあたっては、従来紙により申請書等が提出されていた。

国土交通省において、申請手続の簡便化、審査手続の迅速化及び効率化を図る目的から、道路占用許可電子申請システム（以下、「道路占用システム」という。）により道路の占用許可申請等を電子申請で行う仕組みを構築し、北海道開発局においては平成23年10月25日から運用を開始し、平成24年度から申請件数が多い上下水道管、ガス管、電柱、電線等の公益占用物件の占用許可申請について道路占用システムの利用促進を行い、占用許可申請等における道路占用システムの利用率（以下「電子化率」という。）を向上させる取組みを行ってきたところである。

本論では、今後の取組みのあり方を検討するため、現在までの電子化率向上に向けた具体的取組みと、電子化率の推移及び今後の課題について検討する。

## 2. 道路占用許可制度について

### (1) 道路占用許可制度とは

道路本来の目的は、一般の交通の用に供すること、すなわち、私たちが徒歩や自転車、自動車等で自由な通行ができることにある。これを道路の一般使用という。

一方で、道路は交通の用に供するためだけではなく、私たちの生活に必要な施設である電柱、ガス管及び上下水道管の設置場所を提供することで、本来の用法以外に生活の場としても使用されている。これを道路の特別使用という。

道路の特別使用については、あくまでも道路本来の目的が一般の交通の用に供することにある以上、これを阻害しない範囲内で認められるものであり、一般使用と特別使用の調整が必要となる。さらに、特別使用の相互調整も必要となり、道路の使用関係の秩序維持を図ることが道路管理上重要となる。このため、道路の特別使用関係の合理的な規制を図るため設けられている制度が、道路占用許可制度である。

### (2) 申請から許可までの流れ

道路の占用許可を受けようとする者は、道路管理者に申請書を提出する必要がある。この申請書には①占用の目的、②占用の期間、③占用の場所、④占用物件の構造、⑤工事実施の方法、⑥工事の時期、⑦道路の復旧方法の各事項を記載しなければならない（同法同条第2項）。

この申請書を受理した道路管理者は、申請書を受付し、占用許可基準等に適合しているか審査し、許可すべきと判断した場合は、申請者に許可書を発行して通知する。そして、申請者はこの許可を受けることにより道路を占有することができることとなる。

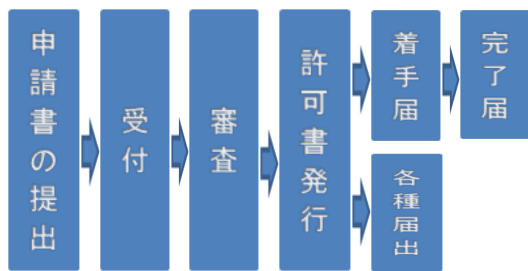


図-1 道路占用許可の手続フロー

### (3) 許可後の届出の流れ

道路の占用許可を受けた後、掘削を伴う工事に着手するときには、着手届を提出しなければならず、占用工事が完了した場合も10日以内に完了届を提出しなければならない。

また、占用物件の保守、軽易な変更、緊急工事、試掘、廃止、一般承継、名称変更等を行う際にも届出が必要となる(図-1)。

## 3. 道路占用システムの導入について

### (1) 道路占用システム導入以前の手続

道路占用システムが導入される以前は、道路の占用許可を申請しようとする場合、申請者は申請書及び添付書類を紙で提出し、当局においても許可書を紙で発行していたため、紙を大量に消費し、膨大なコストがかかっていた。また、申請書や添付書類及び許可書等が全て紙で取り扱われていたため、これらの保管場所を確保することにも苦慮していた。

さらに、補正等を要する場合、担当職員は申請者に連絡をとり、申請者は修正した書類を事務所に郵送又は持参しなければならないため、許可までの手続きがスムーズに進まないことも多かった。

### (2) 道路占用システム導入後の手続

道路占用システムとは、道路占用許可手続における申請、許可、各種届出等の手続全てをオンライン上で行うことができるシステムである。この道路占用システムの利用により、申請者は申請書の提出を事務所に郵送又は持参する必要がなくなり、電子申請により常時行うことができ、担当職員も申請を受けた後の審査から許可までの手続を全てこのシステムにより行うことが可能となった。

また、担当職員は、申請書の補正を要する場合も、道路占用システム上で補正指示をすることが可能となり、申請者も補正内容を道路占用システム上で確認し、修正可能となったため、手続の簡便化と迅速化を図ることが

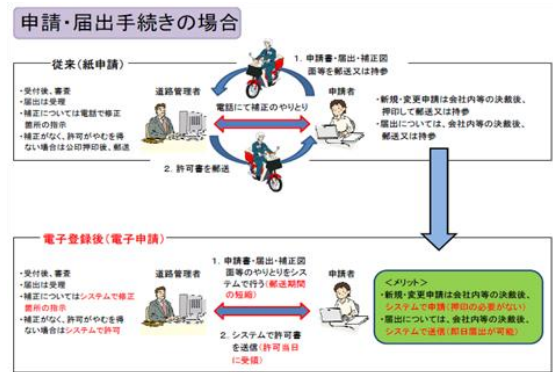


図-2 道路占用システムの利便性を伝えるための資料

できるようになった。

さらに、道路占用システムでは過去に行った許可等のデータを保存し、確認できる機能も備えているため、申請者、担当職員ともに、書類の保管場所に苦慮することもなくなった(図-2)。

## 4. 取組み強化以前の電子化率について

道路占用システムは、北海道開発局では平成23年10月25日に運用が開始されたが、運用開始年度の末日である平成24年3月31日時点の電子化率は僅か1.8%であった。電子化率が低いポイントとしては、以下の3点が考えられる。

1点目は、当局のアピール不足である。道路占用システムが運用されたものの、電子申請が行える仕組みが組み込まれたのはこれが初めてであったため、事業者に積極的に発信していくという視点が抜け落ちており、上手くアピールできていなかったものと考えられる。

2点目は、道路占用システムの操作方法等の説明不足である。事業者が電子申請が行えるようになったことを伝え、操作方法の説明資料を手渡しても、道路占用システムを具体的にどのように操作するのか分からない事業者が多く、システムの利用が敬遠されがちになっていた。

3点目は、道路占用システムを利用すること自体に対する抵抗が挙げられる。担当者の中にはパソコンを使うことに抵抗を示す者も多く、従来どおり紙申請を行いたいという事業者も多かった。

これらの状況を打開し、道路占用システムの利用促進を図るため、北海道開発局は平成24年度から電子化率向上の取組みを強化した。

## 5. 電子化率向上のための具体的取組み

道路占用システム導入による電子化率が伸び悩んだこ

とから、電子化率の向上を図るための対策を検討した結果、占用許可件数の最も多い物件について取組みを強化することが最も望ましいと考え、公益占用物件について取組みを強化することとした。

公益占用物件とは、水道法、下水道法、ガス事業法、電気事業法、電気通信事業法等の規定に基づき設置される上下水道管、ガス管、電柱、電線等の物件であり、これらを設置する事業者を公益事業者という。

公益占用物件については、民地に設置できず、道路占用して設けることが多いため、この物件の道路占用許可件数が全体の中で大きな割合を占める。平成24年度から平成27年度までの北海道開発局における公益占用物件の占用許可件数は年間平均6,511件であり、全体に占める割合は平均56.4%と約6割を占めている。

そこで北海道開発局では、道路占用システムの利用促進の取組みを、まず電力事業者、認定通信事業者等の主要な公益事業者に対して行い、次に、公益事業者のうち上下水道等の申請が多い地方自治体に対して行うこととし、以下の具体的な取組み強化を行った。

## (1) 主要な公益事業者に対する道路占用システムの利用促進

### a) 道路占用システム利用促進連絡会の開催

平成24年度から本局において、道路占用システム利用による電子化率向上を図ることを目的として、主要な公益事業者と本局担当職員がお互いに意見交換を行う道路占用システム利用促進連絡会を設け、以後年2回程度開催してきた。

まず、この連絡会において、本局担当職員が道路占用システムの利便性や操作方法について説明し、参加している全ての主要な公益事業者に道路占用システムの利用登録をしてもらった。その後、実際に道路占用システムを利用して生じた疑問や意見を提示してもらい、これについて当局から回答し、意見交換等を行った。また、回を重ねるごとに道路占用システムの改良要望等も挙げられるようになり、必要な改良と判断した場合には、本省に改良要望として提出し、実際に道路占用システムを改修してもらうといった対応を行った。

この連絡会を設けることにより、当局は申請者である主要な公益事業者の疑問や意見、要望等を的確に把握することができ、申請者側が利用しやすいシステム作りや、電子化率を向上させる上で必要な対策を講じることができるようになった。

### b) 支店等担当者向け講習会の開催

道路占用システム利用促進連絡会は、主要な公益事業者の本社担当者が出席し、本局にて開催していた。しかし、支店や出張所が全道各地にある主要な公益事業者にとって、実際に占用許可申請を行うのは支店や出張所の担当者であり、本社担当者を通して道路占用システムの利便性や操作方法を伝えるやり方には限界があった。

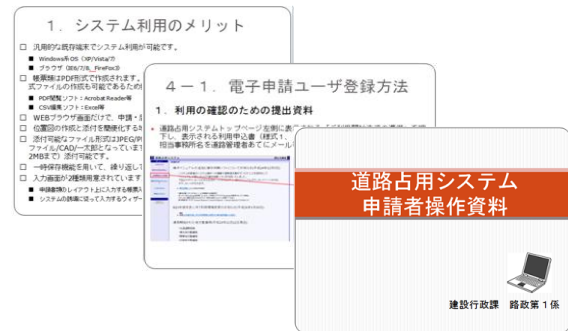


図-3 道路占用システム操作説明資料

このことから、平成25年度より、主要な公益事業者から要望を聞き取り、各開発建設部及び各事務所において支店等の担当者向け講習会を開催した。具体的には本局担当職員から道路占用システムの利便性等を説明し、その後は実際に道路占用システムの模擬体験版を用いて体験してもらいながら操作方法の説明を行った(図-3)。この取組みを行ったことから、担当者の道路占用システムに関する知識が向上したため、スムーズに電子申請を行えるようになった。

## (2) 地方自治体に対する道路占用システムの利用促進

### a) 地方自治体の特徴

地方自治体においては上下水道を整備しており、これについて主に道路占用許可を取得していることが多いが、主要な公益事業者とは異なり、全道の各市町村がその対象となるため、本局が開催する道路占用システム利用促進連絡会に参加することが難しい状況にあった。そこで、道路占用システムの仕組みや利便性、操作方法を直接伝えるため、地方自治体の占用担当者を招き、各地で説明会の開催を行った。

### b) 説明会の開催

説明会の開催にあたっては、まず開催する地域の各開発建設部や各事務所から、説明会を開催する旨を周知してもらい、積極的な参加を呼びかけた。次に内容については、主要な公益事業者に対して行った支店等担当者向け講習会ではすでに道路占用システムの利用登録がなされていたことから、その操作方法に重点をおいて説明を行ったが、地方自治体については道路占用システムの利用登録がほとんどされていなかったことから、道路占用システムの仕組みや利便性の説明を丁寧かつ分かりやすく行い、利用登録してもらうことに重点をおき、その上で道路占用システムの具体的な操作説明を行った(次頁写真-1)。

この結果、説明会に参加した地方自治体の多くが道路占用システムに興味を示し、利用登録をもらうことができた。これにより、電子化率の向上への第一歩を踏み出すことができた。



写真-1 説明会の様子

### (3) 道路占有システム利用促進連絡会及び説明会開催後のフォロー

道路占有システム利用促進連絡会及び説明会を開催した後に主要な公益事業者や地方自治体の担当者から質問や問い合わせがあった場合、これらについても懇切丁寧な対応を行った。

主要な公益事業者については、道路占有システムの操作方法やシステムエラーが生じたときの対処方法の質問が多く、これらについては操作説明資料や各種マニュアルを用いて対処方法の説明を行い、担当職員が対処できない場合は専用の問い合わせ窓口を紹介するなどといった対応を行った。

一方で地方自治体においては、道路占有システムの利用登録方法についての基本的相談や、必要書類の確認等の問い合わせが多く寄せられた。これらについては、それぞれの内容を聞き取り、具体的に道路占有システムの登録方法を説明し、また必要書類の確認についても丁寧に回答し、道路占有システムを多くの地方自治体に利用してもらえよう努力を重ねた。

## 6. 取組み後の電子化率の推移

### (1) 主要な公益事業者における電子化率の推移

主要な公益事業者においては、平成24年度から道路占有システム利用促進連絡会を開催し、利用登録をしてもらったことから、平成24年度の電子化率が48.6%と約5割まで向上した。

また、担当者向け講習会を行い、その後のフォローも丁寧に行ったことにより、徐々に担当者の知識が向上し、スムーズに電子申請を行えるようになったことから、その電子化率は向上し続け、平成27年度には98.16%とほぼ100%に近い数字まで飛躍的に向上した(図-4)。

### (2) 地方自治体における電子化率の推移

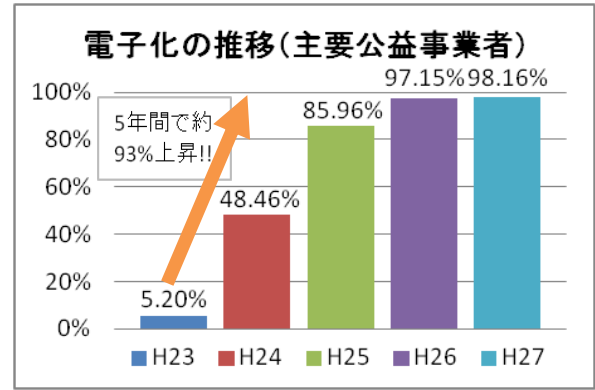


図-4 主要公益事業者の電子化率の推移

地方自治体においては説明会を平成25年度から開催していたが、まず道路占有システムの利用登録を行ってもらうことから取組みを始める必要があったため、主要な公益事業者よりも結果が出るのに時間を費やした。

ただし、これらの取組みを行う以前の平成24年度の電子化率は0.01%だったのに対し、平成25年度から徐々に3~4%に上昇し、平成27年度には14.42%に上昇した(図-5)。

### (3) 全体の電子化率の推移

全体の電子化率については、平成23年度取組み開始以前の電子化率が1.8%であったのに対し、主要な公益事業者に道路占有システム利用促進連絡会や担当者向け講習会を開催したことで、平成25年度には61.7%と格段に向上した。

また、平成26年度には主要な公益事業者の電子化率が97.15%となり、地方自治体においても徐々に電子化が進んだことから、全体の電子化率が71.4%まで向上した。

さらに、平成27年度には主要な公益事業者において電子化率が98.16%とほぼ全てが電子化され、地方自治体においても前年度から電子化率が10%以上向上したことから、全体の電子化率も79.4%とほぼ8割近い電子化率を達成した(次頁図-6)。

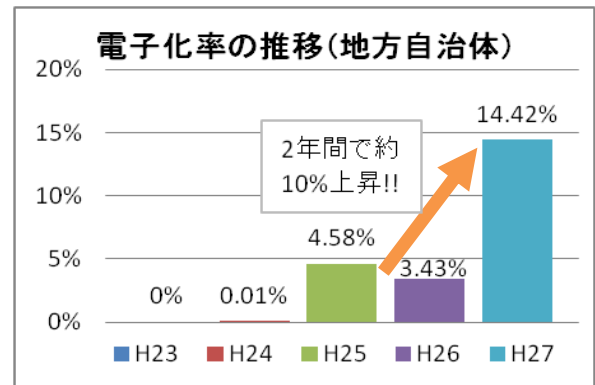


図-5 地方自治体の電子化率の推移

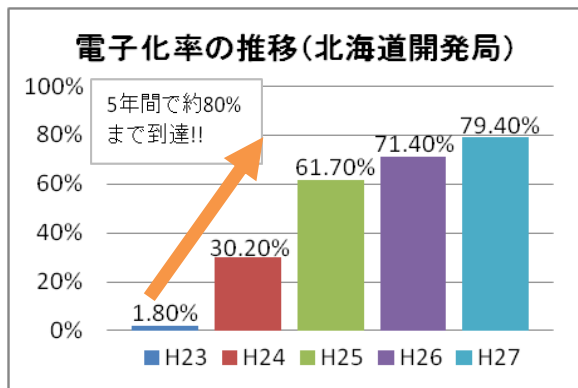


図-6 北海道開発局の電子化率の推移



写真-2 道路占有システム利用促進連絡会の様子

## 7. 更なる電子化率向上の取組み及び今後の課題

このように、道路占有システム導入による電子化率は平成24年度取組み強化以降、飛躍的に向上してきたが、他の各地方整備局等の電子化率は既に90%を超えているところも多く、北海道開発局の電子化率はまだまだ低い(図-7)。この原因は、北海道開発局は他の地方整備局等と比べて一般国道の管理延長が長く、地方自治体の数も多いことが考えられる。

しかし、このような理由があったとしても申請手続の簡便化、審査手続の迅速化及び効率化を図るためには、電子化率の向上を更に推進することが必要である。平成27年度以降、主要な公益事業者の電子化率がほぼ100%となっており、今までのような飛躍的な向上は望めないことから、今後電子化率を向上させるためには、新たな対策が必要となる。

具体的には、(1) 地方自治体における電子化率の更なる向上、(2) 許可後の届出の電子化率向上、(3) 担当職員向け講習会の実施が考えられる。

### (1) 地方自治体における電子化率の更なる向上

1点目としては、地方自治体における電子化率の更なる向上である。地方自治体の電子化率は説明会の開催や

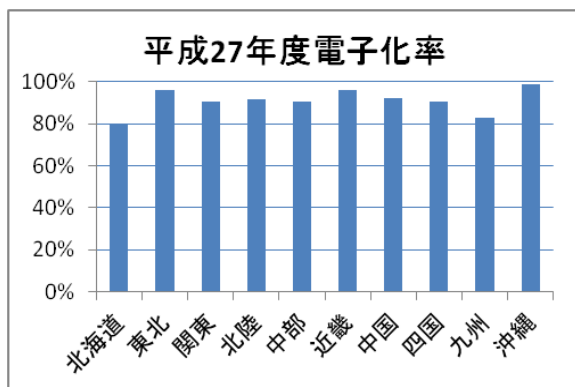


図-7 平成27年度の電子化率の推移(全国)

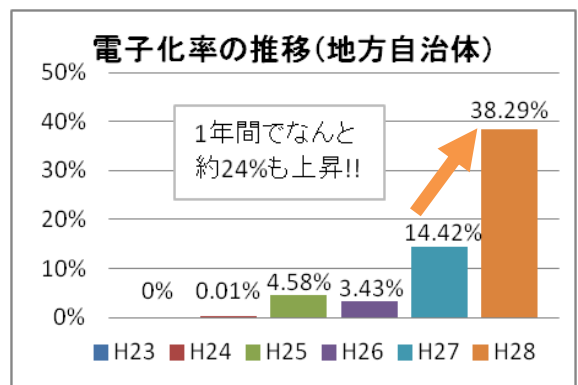


図-8 地方自治体の電子化率の推移(H28.12)

その後のフォローを丁寧に行った結果、平成27年度には14.42%に向上した。しかし、全体からすると電子化率はまだまだ低い状況にある。そこで地方自治体の電子化率を向上させるため、平成28年度から従来本局で開催していた道路占有システム利用促進連絡会を各開発建設部においても開催する取組みを開始している(写真-2)。

これにより、本局主催の説明会とは異なり、地方自治体に一番身近な担当職員が直接道路占有システムの説明や利用促進を行うため、その後のフォローについても今までよりきめ細やかな対応ができるようになってきている。また、当連絡会に参加した地方自治体のうち道路占有システムの利用登録を行っていない自治体があった場合には、直接役場等に伺って再度道路占有システムの説明を行い、利用促進を図る取組みを行っている。

この結果、平成28年度の地方自治体の電子化率は12月時点で38.29%と前年度から飛躍的に向上している(図-8)。このため今後も引き続き各開発建設部におけるこの取組みを強化して行く予定である。

### (2) 許可後の届出の電子化率の向上

2点目としては、許可後の届出の電子化率の向上が挙げられる。直近3年間は、許可申請に比べて届出の電子化率の伸びが鈍い状況が続いていた(次頁図-9)。届出については、占有者が事務所に訪問して相談を行いその

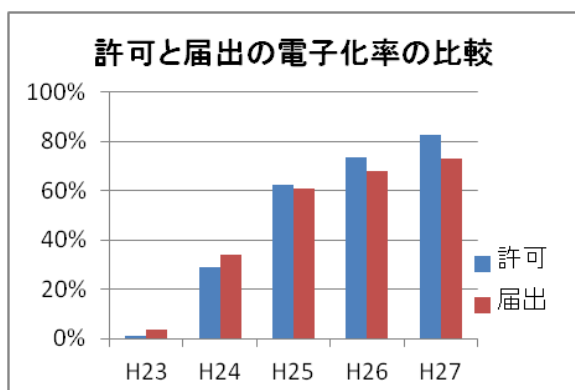


図-9 許可と届出の電子化率の比較



写真-3 担当職員向け講習会の様子

第2回利用促進連絡会  
建設行政課路政第1係

**電子申請による届出のメリット**

関係資料は、45MBまで添付可能です。

昨今、デジタルカメラ画像等のデータ容量が増しているため、添付に当たっては、可能な範囲で縮小し添付願います。

24時間提出が可能であるため、すみやかに報告を行えます。

保守・緊急工事等について、紙よりも速やかに関係資料を付して届出することが可能です。(郵送期間、郵送料が控除されます。)

5か年毎の保守点検結果の届出についても、電子申請の届出により可能です。

道路の維持管理、占用物件状況把握のため、届出内容によっては、事前または事後に提出先事務所との打ち合わせが生じます。その際は、説明資料を事務所へ配布し、届出は電子での提出をお願いします。  
※手続については、紙申請の場合と変わりありません。

システム上で過去の提出内容を把握し管理する事が可能となります。

申請者・管理者共に、提出漏れ・確認漏れを防げるほか、過去に行った保守・緊急工事等の状況についても、システム上でストックし、確認することが可能となります。

図-10 届出の電子化を推進するための資料

まま届出書類を提出していくことが多いため、道路占用システムによらず紙で提出する事業者が多いものと考えられる。

そこでこれらの状況を把握すべく、平成28年7月に各開発建設部に対して届出を紙で行っている公益占用物件の調査を行った。

この結果、本局主催の道路占用システム利用促進連絡会に参加している主要な公益事業者の中にも届出を紙で行っている事業者が散見されたため、臨時的連絡会を開催し、届出についても電子化を促すよう対応を行った。また、各開発建設部においても道路占用システムの利用登録を行っているにも関わらず、届出は紙で提出している事業者が見受けられたため、紙ではなく道路占用システムで届出を提出してもらうよう、それぞれ対応を行っているところである(図-10)。

このような取組みを開始したところ、平成28年度の取組み前の届出の電子化率は71.3%であったのに対し、取組み開始後の電子化率は79.7%と2ヶ月で8.4%も向上している。引き続き電子化率が向上するよう取組みを行っていく方針である。

### (3) 担当職員向け講習会の実施

3点目としては、異動前レクチャー及び開発建設部担当職員者向け講習会の開催が考えられる(写真-3)。道

路占用システムの利用促進を図るためには、その前提として担当職員に道路占用システムに対する知識が求められる。しかし、担当職員の異動により、道路占用システムについて不慣れな者も少なくない。そこで、開催される異動前レクチャーにおいて道路占用システムの説明を行っている。また、開発建設部内の担当職員向け講習会を開催する取組みも一部の開発建設部で開始している。

この結果、道路占用システムに関する疑問や悩みを解決し、申請者に道路占用システムの利用を推進するための方法等を共有することができ、知識の向上に役立っている。今後、開発建設部内の担当職員向け講習会は他の開発建設部でも開催されるよう広めていく方針である。

## 8. おわりに

このように平成24年度から道路占用システムの利用促進を行い、電子化率は飛躍的に向上してきた。しかし、他の各地方整備局等の電子化率は既に90%を超えているところも多く、北海道開発局の電子化率はまだまだ低い。このため、先述したような課題を今後一つ一つ克服し、更なる電子化率の向上を目指していく必要がある。

しかしながら、真の目的は、電子化率の向上にあるわけではなく、道路占用許可手続の簡便化、審査手続の迅速化及び効率化を図ることにある。電子化率の向上はその手段に過ぎないという視点を忘れてはならない。これらの視点を踏まえた上で、今後電子化率向上の取組みをさらに強化するとともに、申請者及び担当職員両者にとって道路占用システムが利用しやすくなるよう努力していく所存である。

### 参考文献

- 1) 株式会社ぎょうせい：第5次改訂 道路管理の手引
- 2) 株式会社大成出版社：改訂4版 道路法解説